

## 公契約のあり方検討会議開催要綱

### (目的)

第1条 工事請負、業務委託、物品調達など、愛知県が事業者等との間で結ぶ様々な契約（以下「公契約」という。）について、そのあり方を検討するため「公契約のあり方検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。

### (組織)

第2条 検討会議の構成員は別表に掲げるとおりとする。

- 2 検討会議には、座長を置く。
- 3 座長は構成員の互選により選出する。

### (開催)

第3条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 構成員は、検討会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させ、意見を述べることができる。
- 3 座長が必要と認めるときは、検討会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (公開)

第4条 検討会議は原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、当該会議等の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、検討会議が非公開とする旨を議決した場合
- 2 検討会議の傍聴に関する取扱等は、別途定める。

### (庶務)

第5条 検討会議の庶務は、会計局管理課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

### 附 則

- 1 この要綱は平成25年5月20日から施行する。
- 2 第3条1項の規定にかかわらず、第1回検討会議は知事が招集する。

## 「公契約のあり方検討会議」構成員

氏名	主な役職
こん どう まさ おみ 近 藤 正 臣	愛知県セルプセンター 会長
しば やま ただ のり 柴 山 忠 範	愛知県経営者協会 専務理事
た なか ひろし 田 中 宏	愛知ビルメンテナンス協会 理事
のぼる ひで き 昇 秀 樹	名城大学 都市情報学部 教授
ます なが さき お夫 増 永 防 夫	愛知県建設業協会 会長
み しま かず ひろ 三 島 和 弘	日本労働組合総連合会愛知県連合会 事務局長
む とう ひろ み己 武 藤 博 己	法政大学大学院 公共政策研究科 教授
もも せ のり こ子 百 瀬 則 子	ユニーグループ・ホールディングス（株） 環境・社会貢献部長

(敬称略、50音順)